

令和7年度から

フレックスタイム制が もっと使いやすく、 もっと自由に進化します！

ポイント

01

個人の予定にあわせて、勤務時間をもっと柔軟に。

フレックスタイム制を利用して、
土日の休みのほかに週1日勤務しない日を作る措置を、
一般の職員（※）も使えるようにします

（※）現在は育児や介護等の事情がある職員のみ可能。

基本の活用法として、
始業・終業時刻を変更して…



家族の介護



閑散期は
早めに帰宅



通勤ラッシュを
避けて出勤

休みの日を1日追加して…



家族行事に参加



土日と繋げて
ゆったり帰省



定期的な通院



大学院へ通学

ポイント

02

業務の状況等にあわせて、勤務時間にメリハリを。

臨時・緊急の業務が発生したときは、
当日の勤務時間を長くして、
翌日の勤務時間を短くすることなども
できるようにします



ポイント
03

健康確保のために、休息を取りやすく。

勤務間のインターバル確保がしやすくなるよう、
コアタイムであっても
勤務時間を割り振らなくても良いこととします



ポイント
04

期間業務職員の皆さんにも、フレックスタイム制を。



令和7年4月以降は、
期間業務職員の皆さんも利用できるようになります

※常勤職員と同様、適切な公務運営の観点から、利用できない場合もあります。
あらかじめ、各府省の勤務時間担当までご確認ください。

令和7年4月1日をまたぐフレックスタイム制の単位期間について

制度の切り替えに伴い、令和7年4月1日の前後で、フレックスタイム制が
活用できない期間が1週間程度生じる可能性がありますので、ご注意ください

(詳細は各府省の勤務時間担当までご確認ください)

円滑な利用に向けて

各府省の管理者の皆様へ

フレックスタイム制の
積極的な周知や、
必要な環境整備にも
努めていただき、
職場における柔軟な働き方を
一層進めてください。



職員の皆様へ

一人一人が、
適切な公務運営と
柔軟な働き方の両立を
目指す意識を持ち、
自分だけでなく、
職場の全ての方が気持ちよく
働ける職場を
目指しましょう。

